

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年7月1日

【会社名】 ノムラ・ヨーロッパ・ファイナンス・エヌ・バイ
(Nomura Europe Finance N.V.)

【代表者の役職氏名】 社長兼業務執行取締役
(President & Managing Director)
久保田 健太郎
(Kentaro Kubota)

【本店の所在の場所】 オランダ王国 アムステルダム市1096HA
アムステルプライン1 レンブラント・タワー19階
(Rembrandt Tower 19th floor, Amstelplein 1, 1096HA Amsterdam,
The Netherlands)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 柴田 弘典

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6775-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 安藤 紘人
弁護士 小塚 満里鈴

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6775-1107
03-6775-1551

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 有価証券信託受益証券

【届出の対象とした募集金額】 申込期間（2019年7月5日から2020年8月4日まで）
各本受益権（以下に定義する。）ごとに、500億円を上限とする。
* なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される。

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2019年6月14日付で提出した有価証券届出書（訂正を含む。）の記載事項について、2020年6月30日に野村ホールディングス株式会社が有価証券報告書を提出したことに伴い、関連する事項を訂正するため、本訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第三部 追完情報

第五部 提出会社の保証会社等の情報

第2 保証会社以外の会社の情報

2 継続開示会社たる当該会社に関する事項

（1） 当該会社が提出した書類

3【訂正箇所】

（注）訂正箇所は、事業等のリスクおよび主要な財務数値の箇所を除き、____ 罫で示しております。

第三部【追完情報】

< 訂正前 >

1 事業等のリスク

発行会社が2019年8月14日に関東財務局長に提出した有価証券報告書および2019年12月20日に関東財務局長に提出した半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載の「事業等のリスク」については、当該有価証券報告書等の提出日以後、本訂正届出書提出日（2020年2月17日）までの間において生じた変更およびその他の事由はない。

また、当該有価証券報告書等中には将来に関する事項が記載されているが、当該事項は本訂正届出書提出日（2020年2月17日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もない。

2 有価証券報告書等の提出日以後に生じた重要な事実

当社は、2020年2月4日に臨時報告書を提出した。当該臨時報告書の提出理由およびその他の記載内容は以下のとおりである。

（中略）

2020年5月8日に発表された本外国指標連動証券の保証会社である野村ホールディングス株式会社の2020年3月期決算短信に含まれる主要な財務数値は以下のとおりである。

連結財務諸表

本財務情報は、原則として、野村ホールディングス株式会社の2019年3月期の有価証券報告書（2019年6月25日提出）および様式20-F（2019年6月25日に米国証券取引委員会に提出された年次報告書）の注記で開示した会計方針に従って作成されている。

(1) 連結貸借対照表

		(単位：百万円)		
		前 期 (2019. 3. 31)	当 期 (2020. 3. 31)	前期比増減
資産				
現金・預金：				
現金および現金同等物		2,686,659	3,191,889	505,230
定期預金		289,753	309,373	19,620
取引所預託金およびその他の顧客分別金		285,457	373,686	88,229
計		3,261,869	3,874,948	613,079
貸付金および受取債権：				
貸付金		2,544,218	2,857,405	313,187
顧客に対する受取債権		449,706	541,284	91,578
顧客以外に対する受取債権		892,283	1,731,236	838,953
貸倒引当金		△4,169	△13,012	△8,843
計		3,882,038	5,116,913	1,234,875
担保付契約：				
売戻条件付買入有価証券		13,194,543	12,377,315	△817,228
借入有価証券担保金		4,112,416	3,529,797	△582,619
計		17,306,959	15,907,112	△1,399,847
トレーディング資産および プライベートエクイティ・デット投資：				
トレーディング資産※		14,355,712	16,853,822	2,498,110
プライベートエクイティ・デット投資※		30,077	44,278	14,201
計		14,385,789	16,898,100	2,512,311
その他の資産：				
建物、土地、器具備品および設備				
(2019年3月31日現在 416,052百万円、 2020年3月31日現在 397,114百万円の減価償却累計額控除後)		349,365	440,512	91,147
トレーディング目的以外の負債証券※		460,661	455,392	△5,269
投資持分証券※		138,447	112,175	△26,272
関連会社に対する投資および貸付金※		436,220	367,641	△68,579
その他		748,091	827,022	78,931
計		2,132,784	2,202,742	69,958
資産合計		40,969,439	43,999,815	3,030,376

※担保差入有価証券を含む

(単位:百万円)

	前 期 (2019. 3. 31)	当 期 (2020. 3. 31)	前期比増減
負債および資本			
短期借入	841,758	1,486,733	644,975
支払債務および受入預金:			
顧客に対する支払債務	1,229,083	1,467,434	238,351
顧客以外に対する支払債務	1,146,336	1,653,495	507,159
受入銀行預金	1,392,619	1,276,153	△116,466
計	3,768,038	4,397,082	629,044
担保付調達:			
買戻条件付売却有価証券	15,036,503	16,349,182	1,312,679
貸付有価証券担保金	1,229,595	961,446	△268,149
その他の担保付借入	418,305	717,711	299,406
計	16,684,403	18,028,339	1,343,936
トレーディング負債	8,219,811	8,546,284	326,473
その他の負債	858,867	1,034,448	175,581
長期借入	7,915,769	7,775,665	△140,104
負債合計	38,288,646	41,268,551	2,979,905
資本			
当社株主資本:			
資本金			
授権株式数 — 6,000,000,000株			
発行済株式数 — 2019年3月31日現在	3,493,562,601株		
2020年3月31日現在	3,493,562,601株		
発行済株式数			
(自己株式控除後) — 2019年3月31日現在	3,310,800,799株		
2020年3月31日現在	3,038,587,493株		
	594,493	594,493	—
資本剰余金	687,761	683,232	△4,529
利益剰余金	1,486,825	1,645,451	158,626
累積的其他の包括利益	△29,050	△26,105	2,945
計	2,740,029	2,897,071	157,042
自己株式 (取得価額)			
自己株式数 — 2019年3月31日現在	182,761,802株		
2020年3月31日現在	454,975,108株		
	△108,968	△243,604	△134,636
当社株主資本合計	2,631,061	2,653,467	22,406
非支配持分	49,732	77,797	28,065
資本合計	2,680,793	2,731,264	50,471
負債および資本合計	40,969,439	43,999,815	3,030,376

(2) 連結損益計算書

	(単位：百万円)		(%)
	前 期 (2018. 4. 1 ~ 2019. 3. 31)	当 期 (2019. 4. 1 ~ 2020. 3. 31)	対前期 比較増減率
収益：			
委託・投信募集手数料	293,069	308,805	5.4
投資銀行業務手数料	101,521	103,222	1.7
アセットマネジメント業務手数料	245,519	238,202	△3.0
トレーディング損益	342,964	356,609	4.0
プライベートエクイティ・デット投資関連損益	1,007	△93	—
金融収益	776,964	794,472	2.3
投資持分証券関連損益	△6,983	△14,726	—
その他	81,057	165,991	104.8
収益合計	1,835,118	1,952,482	6.4
金融費用	718,348	664,653	△7.5
収益合計 (金融費用控除後)	1,116,770	1,287,829	15.3
金融費用以外の費用：			
人件費	497,065	479,420	△3.5
支払手数料	82,637	106,123	28.4
情報・通信関連費用	166,865	170,317	2.1
不動産関係費	64,940	72,986	12.4
事業促進費用	36,915	31,885	△13.6
その他	306,049	178,837	△41.6
金融費用以外の費用計	1,154,471	1,039,568	△10.0
税引前当期純利益 (損失)	△37,701	248,261	—
法人所得税等	57,010	28,894	△49.3
当期純利益 (損失)	△94,711	219,367	—
差引：非支配持分に帰属する当期純利益	5,731	2,369	△58.7
当社株主に帰属する当期純利益 (損失)	△100,442	216,998	—
普通株式 1 株当たり：			
	(単位：円)		(%)
基本一			
当社株主に帰属する当期純利益 (損失)	△29.90	67.76	—
希薄化後一			
当社株主に帰属する当期純利益 (損失)	△29.92	66.20	—

(3) 連結包括利益計算書

	(単位：百万円)		(%)
	前 期 (2018. 4. 1 ~ 2019. 3. 31)	当 期 (2019. 4. 1 ~ 2020. 3. 31)	対前期 比較増減率
当期純利益 (損失)	△94,711	219,367	—
その他の包括利益：			
為替換算調整額：			
為替換算調整額	36,031	△45,000	—
繰延税額	△1,852	591	—
計	34,179	△44,409	—
確定給付年金制度：			
年金債務調整額	△23,431	7,843	—
繰延税額	161	693	330.4
計	△23,270	8,536	—
自己クレジット調整額：			
自己クレジット調整額	25,135	48,295	92.1
繰延税額	△4,988	△9,779	—
計	20,147	38,516	91.2
その他の包括利益合計	31,056	2,643	△91.5
包括利益	△63,655	222,010	—
差引：非支配持分に帰属する包括利益	6,481	2,067	△68.1
当社株主に帰属する包括利益	△70,136	219,943	—

(4) 連結資本勘定変動表

	(単位：百万円)	
	前 期 (2018. 4. 1～2019. 3. 31)	当 期 (2019. 4. 1～2020. 3. 31)
資本金		
期首残高	594,493	594,493
期末残高	594,493	594,493
資本剰余金		
期首残高	675,280	687,761
株式に基づく報酬取引	12,481	△4,326
子会社に対する持分変動	—	△203
期末残高	687,761	683,232
利益剰余金		
期首残高	1,696,890	1,486,825
会計原則の変更による累積的影響額(1)	1,564	5,592
当社株主に帰属する当期純利益 (損失)	△100,442	216,998
現金配当金	△20,080	△63,670
自己株式売却損益	△1,191	△294
自己株式の消却	△89,916	—
期末残高	1,486,825	1,645,451
累積的其他の包括利益		
為替換算調整額		
期首残高	△15,596	17,833
当期純変動額	33,429	△44,107
期末残高	17,833	△26,274
確定給付年金制度		
期首残高	△47,837	△71,107
年金債務調整額	△23,270	8,536
期末残高	△71,107	△62,571
自己クレジット調整額		
期首残高	4,077	24,224
自己クレジット調整額	20,147	38,516
期末残高	24,224	62,740
期末残高	△29,050	△26,105
自己株式		
期首残高	△157,987	△108,968
取得	△51,714	△150,009
売却	0	0
従業員に対する発行株式	10,817	15,373
消却	89,916	—
期末残高	△108,968	△243,604
当社株主資本合計		
期末残高	2,631,061	2,653,467
非支配持分		
期首残高	50,504	49,732
当期純変動額	△772	28,065
期末残高	49,732	77,797
資本合計		
期末残高	2,680,793	2,731,264

(1) 当期の会計原則の変更については、下記「(6) 会計方針の変更」を参照のこと。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書

	(単位: 百万円)	
	前 期 (2018. 4. 1 ~ 2019. 3. 31)	当 期 (2019. 4. 1 ~ 2020. 3. 31)
営業活動によるキャッシュ・フロー:		
当期純利益 (△損失)	△94,711	219,367
当期純利益 (△損失) の営業活動に使用された現金 (純額) への調整		
減価償却費および償却費	57,924	63,583
のれんの減損損失	81,372	—
投資持分証券関連損益	6,983	14,726
子会社および関係会社株式売却損益等 (1)	5,719	△72,841
営業活動にかかる資産および負債の増減:		
定期預金	21,832	△33,029
取引所預託金およびその他の顧客分別金	13,752	△97,424
トレーディング資産およびプライベートエクイティ・デット投資	925,384	△2,754,743
トレーディング負債	△143,141	428,997
売戻条件付買入有価証券および買戻条件付売却有価証券 (純額)	△3,274,866	2,224,371
借入有価証券担保金および貸付有価証券担保金 (純額)	1,987,331	291,777
その他の担保付借入	1,198	301,019
貸付金および受取債権 (貸倒引当金控除後)	157,599	△1,358,242
支払債務	△63,683	788,007
賞与引当金	△46,602	16,202
その他 (純額) (1)	2,744	△47,713
営業活動に使用された現金 (純額)	△361,165	△15,943
投資活動によるキャッシュ・フロー:		
建物、土地、器具備品および設備の購入	△319,090	△206,745
建物、土地、器具備品および設備の売却	262,908	209,197
投資持分証券の売却	519	13,323
銀行業務貸付金の減少 (△増加) (純額)	△74,048	43,920
トレーディング目的以外の負債証券の減少 (△増加) (純額)	29,452	△2,359
関連会社に対する投資の減少 (△増加) (純額) (1)	△8,290	160,799
その他投資およびその他資産の増加 (純額) (1)	△3,954	△1,799
投資活動から得た (△投資活動に使用された) 現金 (純額)	△112,503	216,336
財務活動によるキャッシュ・フロー:		
長期借入の増加	2,142,212	2,364,260
長期借入の減少	△1,625,516	△2,402,621
短期借入の増加 (純額)	85,900	656,205
受入銀行預金の増加 (△減少) (純額)	257,471	△93,260
自己株式の売却に伴う収入	313	285
自己株式の取得に伴う支払	△51,714	△150,009
配当金の支払	△47,475	△58,416
非支配持分からの出資	—	15,618
財務活動から得た現金 (純額)	761,191	332,062
現金、現金同等物、制限付き現金および制限付き現金同等物 に対する為替相場変動の影響額	44,741	△27,277
現金、現金同等物、制限付き現金および制限付き現金同等物 の増加額	332,264	505,178
現金、現金同等物、制限付き現金および制限付き現金同等物 の期首残高	2,354,868	2,687,132
現金、現金同等物、制限付き現金および制限付き現金同等物 の期末残高	2,687,132	3,192,310

(1) 当期の開示方法と整合させるため、過年度の数値を組み替えて表示している。

(6) 会計方針の変更

(リースに関する会計基準の適用)

2019年4月1日より、野村ホールディングス株式会社は、会計基準アップデート第2016-02号「リース」を修正遡及法により適用した。この結果、オペレーティングリースを連結貸借対照表で認識することにより、2019年4月1日期首時点で、その他資産-建物、土地、器具備品および設備が169,277百万円増加し、その他

負債が163,685百万円増加している。また、主に一部のリース取引におけるリース分類の変更により2019年4月1日期首利益剰余金が5,592百万円増加している。

（７）重要な後発事象

野村ホールディングス株式会社は米国におけるサステナブル・テクノロジーおよびインフラストラクチャー分野でM&A助言のリーディング・ブティックであるGreentech Capital, LLC（以下「グリーンテック」という。）の全持分を2020年4月1日に取得した。買収価額は12,389百万円であり、一部が同日支払われた。

2020年4月1日以降のグリーンテックの経営成績およびキャッシュ・フローは野村ホールディングス株式会社の連結財務諸表に反映される。企業結合日時点のグリーンテックの資産および負債は野村ホールディングス株式会社の連結貸借対照表に対して重要ではない。

<訂正後>

１ 事業等のリスク

発行会社が2019年8月14日に関東財務局長に提出した有価証券報告書および2019年12月20日に関東財務局長に提出した半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載の「事業等のリスク」については、当該有価証券報告書等の提出日以後、本訂正届出書提出日（2020年7月1日）までの間における、変更および追加事項は以下のとおりである。

変更および追加事項については、_____ 野で示している。

また、当該有価証券報告書等中には将来に関する事項が記載されているが、当該事項は本訂正届出書提出日（2020年7月1日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もない。

以下に述べるリスクが実際に生じた場合、当社のビジネスや財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況に悪影響を及ぼす可能性がある。これらは、本書提出日現在で当社が判断したものであるが、現時点では確認できていない追加的リスクや現在は重要ではないと考えるリスクも当社に悪影響を与える可能性がある。

<当社固有のリスク>

（１）オペレーショナル・リスク

当社では、オペレーショナル・リスクを内部プロセス・人・システムが不適切であること、もしくは機能しないこと、または外生的事象が生起することから損失を被るリスクと定義している。この定義には、戦略リスク（経営陣の不適切な意思決定により損失を被るリスク）は含まれないが、オペレーショナル・リスクの顕在化の結果、法令や規制等の違反に至るリスク、および野村グループ各社の評判の悪化に係るリスクを含んでいる。

なお、当社は、野村グループのオペレーショナル・リスク管理の枠組に全面的に統合されている。

（２）市場リスク

市場リスクは、市場のリスク・ファクター（金利、為替、有価証券等の価格）の変動により、保有する金融資産および金融負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスクである。

ただし、当社は貸付金およびメディアム・ターム・ノートのエクスポージャーを経済的にヘッジするためにデリバティブ取引を行っており、市場リスクは最小限に抑えられている。

（３）信用リスク

信用リスクとは、債務者が、債務不履行、破産、または法的手続等の結果として、予め合意した条件通りに契約上の義務を履行できないことにより損失を被るリスクをいい、オフ・バランス資産に係る損失を含む。当該リスクはまた、カウンターパーティーの信用評価調整により損失を被るリスクを含む。

当社の金融商品の取引相手は野村グループのみであるため、信用リスクは最小限に抑えられている。

(4) 資金流動性リスク

市況の低迷等に伴う業績の悪化等により必要な資金が確保できなくなり、資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクである。当社は、野村グループの資金調達会社としての主要な役割を果たすことから、当社の活動は野村グループの流動性リスク管理のフレームワークの中に統合されている。

(5) その他

収益環境の悪化または業務運営の効率性もしくは有効性の低下により、収益がコストをカバーできなくなるリスクであるビジネス・リスク、当局による規制の導入・改正・撤廃により新たな義務が課せられるまたは費用が発生する等のリーガル・リスクがある。

<野村グループのリスク>

当社の金融商品の取引相手先は野村グループのみであるため、野村グループの経営成績および財政状態の悪化は、当社のビジネスや経営に悪影響を与える可能性がある。当社が本書提出日現在において、野村グループのリスクとして認識している事項は以下のとおりである。

野村グループのビジネスは日本経済および世界経済の情勢および金融市場の動向により重大な影響を受ける可能性がある

野村グループのビジネスや収益は、日本経済および世界経済の情勢ならびに金融市場の動向により影響を受ける可能性がある。また、各国の経済情勢や金融市場の動向は、経済的要因だけではなく、戦争、テロ行為、経済・政治制裁、世界的流行病、地政学的リスクの見通しまたは実際に発生した地政学的イベント、あるいは自然災害などによっても影響を受ける可能性がある。仮に、このような事象が生じた場合、金融市場や経済の低迷が長期化し、野村グループのビジネスに影響が及ぶとともに、大きな損失が発生する可能性がある。特に、新型コロナウイルスの感染拡大が収束した後も、世界的な混乱および経済活動の縮小が継続した場合、野村グループのビジネスに悪影響を与える可能性がある。このような状況が長期化した場合、ビジネスの継続や収益にどの程度の影響が生じてくるのかは極めて不確実で予測の難しい状況にある。さらに、日本が直面する人口高齢化や人口減少の長期的傾向等は、野村グループの事業分野、特にリテールビジネスの分野において、需要を継続的に圧迫する可能性がある。また、金融市場や経済の低迷が長期化しない場合でも、市場のボラティリティの変化など、環境の変化が野村グループのビジネス、財政状態または経営成績に影響を与える可能性がある。

なお、野村グループのビジネス・業務運営に影響を与える金融市場や経済情勢に関するリスクには以下のものが含まれる。

野村グループがビジネスを行う国・地域における政府・金融当局による政策の変更が、野村グループのビジネス、財政状態または経営成績に影響を与える可能性がある

野村グループは、国内外の拠点網を通じて、グローバルにビジネスを展開している。したがって、野村グループがビジネスを行う国・地域において、政府・金融当局が財政および金融その他の政策を変更した場合、野村グループのビジネス、財政状態または経営成績に影響を与える可能性がある。また、日本を含む多くの主要各国の中央銀行による金融政策が変更され、それにとまなう金利や利回りの変動等が進んだ場合、顧客向け運用商品の提供やトレーディング活動または投資活動等に影響を及ぼす可能性がある。例えば、日本の低金利環境が継続することによるフィクスト・インカム収入の低下などが挙げられる。

新型コロナウイルスの流行が、野村グループのビジネス、顧客および従業員に悪影響を及ぼしており、今後も継続する可能性がある

2020年の新型コロナウイルスの世界的流行とそれに伴う各国政府による感染拡大防止策により、株価の急落・金利の乱高下・ボラティリティの高まり・クレジット・スプレッドの急拡大等の混乱など、不確実性の高い状況が継続することが予想される金融資本市場を中心に、野村グループを取り巻く経営環境は厳しさを増している。

英国による欧州連合離脱の移行期間後の状況は、野村グループのビジネスに各種の影響を与える可能性がある

2020年1月31日、英国は英国および欧州連合間（以下「EU」という。）の離脱協定に基づき、EUを離脱（以下「Brexit」という。）した。離脱後もEU法および諸規定が英国に適用される移行期間（以下「移行期間」という。）が2020年12月31日までと設定されているが、その期間を延長するか否かを英国およびEUにより合意するための法的期限は2020年6月30日と定められている。仮に英国およびEU間で自由貿易協定等の各種協定を締結できずに移行期間が終了を迎えた場合、野村グループが提供するサービスを含む当該二者間の貿易において関税や各種制限が直ちに発生する可能性がある。

野村グループは、ロンドンを地域本部として、欧州において大規模なビジネスを展開しているため、Brexit後の交渉結果は野村グループのビジネスに対し各種の影響を与える可能性がある。現在、野村グループの規制ビジネス活動は、クロスボーダー・サービスの提供を通じ、EU単一市場法制に基づく欧州経済領域（以下「EEA」という。）へのアクセス（以下「パスポート権利」という。）を有するロンドンに設立の証券会社であるノムラ・インターナショナル・ピー・エル・シー（以下「NIP」という。）を中心に行われている。もし、英国およびEU間において、パスポート権利を含む金融サービスにかかるアクセスの継続に関し、なんらの合意なく移行期間が終了となる場合、NIPはEEAへのアクセスを失い、結果として、NIPに残される野村グループの欧州地域ビジネスにおける収入および収益性が影響を受ける可能性がある。当該状況は、その他の欧州地域のグループ各社にも同様に当てはまるものである。

このようなBrexitがもたらす可能性のある諸問題に対処するため、野村グループは許認可証券会社であるノムラ・ファイナンシャル・プロダクツ・ヨーロッパ・ゲー・エム・ベー・ハー（以下「NFPE」という。）をドイツ連邦共和国に設立しており、ドイツを拠点として、NFPEはなんらの合意なく移行期間が終了した場合にもパスポート権利を継続的に保有する。しかしながら、NFPEへの欧州顧客の移管が円滑に進まない可能性や、NFPEがNIPと同水準のサービス提供を行うことができない可能性が存在する。また、以下に記載するとおり、欧州地域には野村グループのビジネスに影響を及ぼし得る不確実性が多く残っている。

例えば、英国およびEU間での移行期間終了後の金融サービスへのアクセスにかかる協定等の内容によっては、野村グループの欧州地域のビジネスは影響を受ける可能性がある。さらに、なんらの協定も締結されない場合、英国および広く欧州地域の金融安定に影響を与える可能性がある。この場合、市場の混乱および増加したボラティリティは、とりわけ短期的に野村グループの財政状態の管理に対し、潜在的に厳しい流動性および業務遂行上の圧力を伴い、野村グループのビジネスに影響を与える可能性がある。また、将来協定の発効まで現状の英国およびEU間の制度を維持するため、移行期間の延長が合意された場合でも、市場参加者の行動に影響を与える可能性がある。例えば、このような状況を受けて市場参加者が取引・活動を延期またはキャンセルする可能性があり、その場合、結果として野村グループの収入および収益性も影響を受ける可能性がある。

英国およびEU間の将来協定の内容により、広く金融システムおよび欧州地域の規制・監督制度が大幅に変更される可能性があり、結果として野村グループのビジネスも影響を受ける可能性がある。移行期間後の新しい制度は、現在、ロンドンにおいて中心的に取引されているユーロ通貨建て金融取引につき、金融市場インフラストラクチャーのロケーションや流動性供給、プライシングの各側面において影響を与える可能性がある。また、新しい規制・監督制度の内容次第では、金融機関および金融市場イン

フラストラクチャーにかかる事業活動要件が、すべての市場参加者にとってより厳しいものとなる可能性がある。

このような、より広範な金融システムにおける関連規制・監督制度にかかる変更は、金融市場の分断化を加速させ、結果として、事業コストの増加を招き、野村グループの収益性も影響を受ける可能性がある。そのような事業コストの増加は、規制資本、流動性、ガバナンス、リスク管理およびエンティティ設計のような規制要件の導入または改正を含む多くの要件に起因し発生する可能性がある。

全体的に、Brexitの最終的な形態は、主に英国およびEUに対し、政治・経済の両面において長期化する多くの不確実性をもたらす。また、地域外の市場に対しても一定程度の影響を及ぼす。これらの不確実性は、場合により貿易摩擦等の他の環境変化とも合わせて、世界経済の成長およびグローバルな金融安定にさらなる下降圧力を加える可能性があり、結果として、金融市場における流動性の低下、さまざまな資産クラスにおける予期せぬボラティリティの高まり、資金調達コストの上昇、投資活動のリスク回避傾向の助長およびマイナスの企業マインドをもたらすことが予測されるが、これらすべてが野村グループのビジネスに影響を与える可能性がある。

野村グループの仲介手数料やアセット・マネジメント業務からの収入が減少する可能性がある

金融市場や経済情勢が低迷すると、野村グループが顧客のために仲介する証券取引の取扱高が減少するため、仲介業務にかかる収入が減少する可能性がある。また、アセット・マネジメント業務については、多くの場合、野村グループは顧客のポートフォリオを管理することで手数料を得ており、その手数料額はポートフォリオの価値に基づいている。したがって、市場の低迷によって、顧客のポートフォリオの価値が下がり、解約等の増加や新規投資の減少が生じることによって、野村グループがアセット・マネジメント業務から得ている収入も減少する可能性がある。また、顧客の資産運用の趣向が変化し、預金などの安定運用や、相対的に低手数料率であるパッシブファンドなどへシフトすることで、これらの収入は減少する可能性がある。

野村グループの投資銀行業務からの収入が減少する可能性がある

金融市場や経済情勢の変動によって、野村グループの行う引受業務や財務アドバイザリー業務などの投資銀行業務における案件の数や規模が変化する可能性がある。これらの業務の手数料をはじめとして、投資銀行業務からの収入は、野村グループが取り扱う案件の数や規模により直接影響を受けるため、野村グループの投資銀行業務および当該業務における顧客等に好ましくない形で経済または市場が変動した場合には、これらの収入が減少する可能性がある。

2020年の新型コロナウイルスの世界的流行を契機として、投資銀行業務の市場環境は厳しさを増しており、投資銀行収益は大きな影響を受けている。将来的にはM&A案件やその他の投資銀行業務の大幅な減少による収益への影響が予想される。

野村グループの電子取引業務からの収入が減少する可能性がある

電子取引システムは、野村グループのビジネスにとって、少ないリソースで効率的に迅速な取引を執行するために必要不可欠なシステムである。これらのシステムを利用することにより、取引所またはその他の電子取引市場を介して効率的な執行プラットフォームおよびオンライン・コンテンツやツールを顧客に提供することが可能となる。電子取引における競争は激化しており、競合他社における大幅な手数料の引き下げや無手数料取引の導入は、野村ホールディングスの電子取引収益だけでなく収益全体を圧迫する可能性がある。取引手数料やスプレッド等を含むこれらの電子取引業務からの収入は、野村グループが取り扱う案件の数や規模により直接影響を受けるため、金融市場や経済情勢が変動した結果、顧客の取引頻度の低下または取引額の低下が生じた場合にはこれらの収入が減少することが予想される。電子取引の利便性により取引量は今後増加する可能性があるが、取引手数料の低下を補填するほど十分でない場合は、野村グループの収入が減少する可能性がある。野村グループは今後も効率的な取引

プラットフォームの提供に関する技術開発投資を続けていく予定であるが、電子取引の手数料の値下げ圧力が高まった場合には、当該投資から生み出される収益を最大限に確保できない可能性がある。

トレーディングや投資活動から大きな損失を被る可能性がある

野村グループは自己売買および顧客取引のために、債券市場や株式市場等でトレーディング・ポジションと投資ポジションを保有している。野村グループのポジションはさまざまな種類の資産によって構成されており、その中には株式、金利、通貨、クレジットなどのデリバティブ取引、さらに貸付債権、リバース・レポも含まれる。これらの資産が取引される市場の変動は、当該資産のポジションの価値に影響を与える場合があり、それぞれ下落はロング・ポジションに、上昇はショート・ポジションに影響を及ぼす可能性がある。そのため、野村グループはさまざまなヘッジ手法を用いてポジションリスクの軽減に努めているが、それでも資産の価格変動により、また、金融市場や経済情勢が急激に変化するような場合には、金融システム全体に過度のストレスがかかり、市場が野村グループの予測していない動きをすることにより、野村グループは損失を被る可能性がある。

野村グループのビジネスは市場のボラティリティ水準の変化の影響を既に受けているか、または、将来、受ける可能性がある。野村グループのトレーディングビジネスの一部であるトレーディングや裁定取引の機会市場のボラティリティの変化により作り出される。したがって、ボラティリティが低下した場合、取引機会が減少し、これらのビジネスの結果に影響を与える可能性がある。一方、ボラティリティが上昇した場合は、トレーディング量やスプレッドを増加させることがあるが、これによりバリュー・アット・リスク (以下「VaR」という。) で計測されるリスク量が上昇し、野村グループはマーケットメイキングや自己勘定投資にともなって高いリスクに晒され、またはVaRの増加を避けるためにこれらのビジネスのポジションまたは取引量を減らすことがある。

さらに野村グループは、資本市場における取引を円滑に進めるために、引受業務やトレーディング業務にともない比較的大きなポジションを保有することがある。また、野村グループが投資商品の開発を目的としてパイロット・ファンドを設定してポジションを保有し、投資商品の設定・維持を目的としてシード・マネーに出資を行うことがある。野村グループは市場価格の変動によりこれらのポジションから大きな損失を被る可能性がある。

加えて、野村グループが担保を提供する取引においては、担保資産の価値の大幅な下落や、野村グループの格付の低下をはじめとした信用力の低下が発生した場合は、追加担保を必要とするなど取引コストの上昇および収益性の低下を招く可能性がある。一方、担保の提供を受ける取引においては、資産価値の下落が顧客取引の減少につながり、それにとまなう収益性の低下を招く可能性がある。2020年3月31日現在、1ノッチないし2ノッチの格下げがあり、それ以外の変化はなかったと想定した場合、野村ホールディングスが、デリバティブ契約に関連して、追加担保提供を求められる見積もり合計額は、それぞれ約55億円と約643億円である。

LIBORから代替金利指標への移行等が、野村グループのビジネスに不利に影響する可能性がある

野村グループは、ロンドン銀行間取引金利 (LIBOR) などの銀行間取引金利 (IBORs) を変動金利として参照する金利スワップをはじめとしたデリバティブ取引や、債券等の引受・販売を行っている。LIBORを不正に操作する事件が2012年に発生したことを受け、2017年7月27日、LIBORを規制する英国金融行為規制機構 (以下「FCA」という。) の長官は、2022年以降、FCAは銀行に対して、LIBOR算定のための金利を呈示する依頼や強制を行わないと発言し、LIBORの2022年以降の存続が保証されないことを示唆した。その後、日本をはじめとした他の各国当局からも、LIBORを参照する金融取引について、代替金利指標への移行や、LIBORの恒久的な公表停止に備えた対応を求める意向が示されている。そのため、LIBORを参照する契約のほとんどは2021年末までに置き換えられるか、恒久的な公表停止に備えた条項が契約に盛り込まれることが予想されている。しかし、代替金利指標の詳細な仕様については各国で議論が続けられている状態であることに加え、移行にともなって適用される金利指標の計算方法の変更や、締結され

る契約や適用される会計処理の変更等により、システムの改修やオペレーションの変更、顧客への情報開示等への対応にかかる追加的な費用やリスクの発生、LIBORを変動金利として参照するデリバティブ取引や債券等の価格や価格変動性、市場流動性に影響を与える可能性があり、その結果、野村グループのビジネス、財政状態および経営成績に重大な影響を与える可能性または取引の相手方や取引関係者との紛争や訴訟等が発生する可能性がある。

野村グループは、LIBORを参照する取引を円滑に移行させるため、全社でのLIBOR移行プログラムを開始した。しかしながら、代替金利指標の詳細が定まっておらず、それを参照する取引が市場に普及・定着していないため、今後の動向には不確実性があり、野村グループのビジネスに起こりうる混乱を回避できない可能性がある。

証券やその他の資産に大口かつ集中的なポジションを保有することによって、野村グループは大きな損失を被る可能性がある

マーケット・メイク、ブロックトレード、引受業務、証券化商品の組成、第三者割当による新株予約権付社債等の買い取り業務、または、顧客ニーズに対応した各種ソリューション・ビジネス等においては、特定の資産を大口かつ集中的に保有することがあり、大きな損失を被る可能性がある。野村グループは多額の資金をこれらのビジネスに投じており、その結果、しばしば特定の発行者または特定の業界、国もしくは地域の発行者が発行する証券または資産に大口のポジションを保有することがある。野村グループは、一般に、商業銀行、ブローカー・ディーラー、清算機関、取引所および投資会社といった金融サービス業に携わる発行者に対するエクスポージャーが大きくなる傾向がある。また、顧客や取引先とのビジネスにより、特定の国や地域の発行者が発行する証券を保有する場合がある。加えて、住宅および商業用不動産ローン担保証券などの資産担保証券についても、市場価格が変動すると、野村グループは損失を被る可能性がある。

市場低迷の長期化や市場参加者の減少が流動性を低下させ、大きな損失が生じる可能性がある

市場低迷が長期化すると、野村グループの業務に関連する市場において取引量が減少し、流動性が低下する。また、規制強化を背景とする金融機関の市場関連業務の縮小も市場の流動性に影響を与える。この結果、市場において、野村グループは、自己の保有する資産を売却またはヘッジすることが困難になるほか、当該資産の市場価格が形成されず、自己の保有する資産の時価を認識できない可能性がある。特に店頭デリバティブ等においてはポジションのすべてを適切に解消し、またはヘッジすることができない場合に大きな損失を被る可能性がある。さらに、市場の流動性が低下し、自己の保有するポジションの市場価格が形成されない場合、予想しない損失を生じることがある。

2020年は新型コロナウイルスの世界的流行とそれに伴う各国の感染拡大対策は世界経済の急速な縮小を招いた一方で、株式市場や金利の乱高下、安全資産への逃避を背景に顧客アクティビティが増加したことでトレーディングビジネスは活況となったが、この傾向がどの程度継続するのかは不透明である。

ヘッジ戦略により損失を回避できない場合がある

野村グループはさまざまな方法や戦略を用い、多様な種類のリスクに対するエクスポージャーをヘッジしている。ヘッジ戦略が効果的に機能しない場合、野村グループは損失を被る可能性がある。野村グループのヘッジ戦略の多くは過去の取引パターンや相関性に根拠を置いている。例えば、ある資産を保有する場合は、それまでその資産の価値の変化を相殺する方向に価格が動いていた資産を保有することでヘッジを行っている。しかし野村グループは、さまざまな市場環境においてあらゆる種類のリスクに晒されており、過去の金融危機の際に見られたように、過去の取引パターンや相関性が維持されず、これらのヘッジ戦略が必ずしも十分に効果を発揮しない可能性がある。

野村グループのリスク管理方針や手続きが市場リスクの管理において十分に効果を発揮しない場合がある

リスクの特定、モニターおよび管理を行うための野村グループの方針や手続きが十分な効果を発揮しない場合がある。例えば、野村グループのリスク管理方法の一部は過去の金融市場におけるデータの動きに基づいて設計、構築されているが、将来の金融市場における個々のデータの振る舞いは、過去に観察されたものと同じであるとは限らない。その結果、将来のリスク・エクスポージャーが想定を超えて、大きな損失を被る可能性がある。また、野村グループが使用しているリスク管理方法は、市場、顧客等に関する公表情報または野村グループが入手可能な情報の評価をよりどころとしている。これらの情報が正確、完全、最新なものではなく、あるいは正しく評価されていない場合には、野村グループは、リスクを適切に評価できず、大きな損失を被る可能性がある。加えて、市場の変動などにより野村グループの評価モデルが市場と整合しなくなり、適正な評価やリスク管理が行えなくなる可能性がある。

市場リスクによって、その他のリスクが増加する可能性がある

前述の野村グループのビジネスに影響を与えうる可能性に加え、市場リスクがその他のリスクを増幅させる可能性がある。例えば、金融工学や金融イノベーションを用いて開発された金融商品に内在する諸リスクは市場リスクによって増幅されることがある。

また、野村グループが市場リスクによりトレーディングで大きな損失を被った場合、野村グループの流動性ニーズが急激に高まる可能性があり、一方で、野村グループの信用リスクが市場で警戒され、資金の調達が困難になる可能性がある。

さらに、市場環境が悪化している場合に、野村グループの顧客や取引相手が大きな損失を被り、その財政状態が悪化した場合には、これらの顧客や取引相手に対する信用リスクが増加する可能性がある。

連結財務諸表に計上されているのれんおよび有形・無形資産にかかる減損が認識される可能性がある

野村グループは、事業の拡大等のため、企業の株式などを取得し、または企業グループの一部の事業を承継しており、野村グループが適切と判断した場合にはこれらを継続して行う見込みである。このような取得や承継は、米国会計原則に基づき、野村グループの連結財務諸表において、企業結合として認識され、取得価額は資産と負債に配分され、差額はのれんとしている。また、その他にも有形・無形資産を所有している。

これらの企業結合などにより認識されたのれんおよび有形・無形資産に対して減損損失やその後の取引にともなう損益が認識される可能性がある。その場合、野村グループの経営成績および財政状態に影響を与える可能性がある。例えば、野村グループは、2019年3月期において、ホールセール部門での過去の海外での買収に関連して、81,372百万円ののれんの減損を認識している。

資金流動性リスクの顕在化によって野村グループの資金調達能力が損なわれ、野村グループの財政状態が悪化する可能性がある

資金流動性、すなわち必要な資金の確保は、野村グループのビジネスにとって極めて重要である。野村グループでは、資金流動性リスクを野村グループの信用力の低下または市場環境の悪化により必要な資金の確保が困難になる、または通常より著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクと定義している。即時に利用できるキャッシュ・ポジションを確保しておくことに加え、野村グループは、レポ取引や有価証券貸借取引、長期借入金の利用や長期社債の発行、コマーシャル・ペーパーのような短期資金調達先の分散、流動性の高いポートフォリオの構築などの方法によって十分な資金流動性の確保に努めている。しかし、野村グループは一定の環境の下で資金流動性の低下に晒されるリスクを負っている。

その内容は以下のとおりである。

野村グループが無担保あるいは有担保での資金調達ができなくなる場合がある

野村グループは、借り換えも含めた日常の資金調達において、短期金融市場や債券発行市場での債券発行、銀行からの借入といった無担保資金調達を継続的に行っている。また、トレーディング業務のた

めの資金調達活動として、レボ取引や有価証券貸借取引といった有担保資金調達を行っている。これらの資金調達ができない場合、あるいは通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされる場合、野村グループの資金流動性は大きく損なわれる可能性がある。例えば、野村グループの短期または中長期の財政状態に対する評価を理由に、資金の出し手が資金提供を拒絶する可能性があるのは、次のような場合である。

- ・多額のトレーディング損失
- ・市場の低迷にともなう野村グループの営業活動水準の低下
- ・規制当局による行政処分
- ・信用格付けの低下

上記に加え、資金の出し手側の貸付余力の低下、金融市場やクレジット市場における混乱、投資銀行業や証券ブローカレッジ業、その他広く金融サービス業全般に対する否定的な見通し、日本の国家財政の健全性に対する市場の否定的な見方など、野村グループに固有でない要因によって、野村グループの資金調達が困難になることもある。

野村グループが資産を売却できなくなる可能性がある

野村グループが資金を調達できない、もしくは資金流動性残高が大幅に減少するなどの場合、野村グループは期限が到来する債務を履行するために資産を売却するなどの手段を講じなければならない。市場環境が不安定で不透明な場合には、市場全体の流動性が低下している可能性がある。このような場合、野村グループは資産を売却することができなくなる可能性や資産を低い価格で売却しなければならない可能性があり、結果的に野村グループの経営成績や財政状態に影響を与える場合がある。また、他の市場参加者が同種の資産を同時期に市場で売却しようとしている場合には、野村グループの資産売却に影響を及ぼすことがある。

信用格付の低下により、野村グループの資金調達能力が損なわれる可能性がある

野村グループの資金調達は、信用格付に大きく左右される。格付機関は野村グループの格付けの引下げや取消しを行い、または格下げの可能性ありとして「クレジット・ウォッチ」に掲載することがある。将来格下げがあった場合、野村グループの資金調達コストが上昇する可能性や、資金調達自体が制約される可能性がある。その結果、野村グループの経営成績や財政状態に影響を与える可能性がある。

さらに、日本の国家財政の健全性に対する市場の否定的な見方といった、野村グループに固有でない要因によっても、野村グループの資金調達が困難になることもある。

市場リスクや資金流動性リスクだけではなく、イベント・リスクも野村グループのトレーディング資産や投資資産に損失を生じさせる可能性がある

イベント・リスクとは、事前に予測が困難な出来事（例えば、自然災害、人災、流行病、テロ行為、武力紛争、政情不安、その他野村グループのビジネスや取引相手等に影響を与える出来事）によりマーケットに急激な変動がもたらされた場合に発生する潜在的な損失をいう。これらには、2011年3月の東日本大震災、2017年の北朝鮮による核実験実施等にもなう朝鮮半島情勢の緊張の高まり、2018年から2019年にかけての米中通商摩擦、2020年の新型コロナウイルス感染症の拡大のような突然かつ想定外の貿易環境や安全保障政策の急変などの社会的に重大な事象のほか、より個別具体的に野村グループのトレーディング資産や投資資産に損失を生じさせるおそれのある、次のような出来事が含まれる。

- ・主要格付機関による、野村グループのトレーディング資産や投資資産に関する信用格付の突然かつ大幅な格下げ
- ・野村グループのトレーディング戦略を陳腐化させ、競争力を低下させ、または実行不能にするような、トレーディング、税務、会計、金融規制、法律その他関連規則の突然の変更

- ・野村グループが関与する取引が予測不能な事由により遂行されないために野村グループが受取るべき対価を受取れないこと、または野村グループがトレーディングもしくは投資資産として保有する有価証券の発行会社の倒産や詐欺的行為もしくはこれらに対する行政処分等

野村グループに債務を負担する第三者がその債務を履行しない結果、損失を被る可能性がある

野村グループの取引先は、ローンやローン・コミットメントに加え、その他偶発債務、デリバティブなどの取引や契約により、野村グループに対して債務を負担することがある。これら取引先が法的整理手続きの申請、信用力の低下、流動性の欠如、人為的な事務手続き上の過誤、政治的・経済的事象による制約など、さまざまな理由で債務不履行に陥った場合、野村グループは大きな損失を被る可能性がある。特に昨今では、新型コロナウイルスの感染拡大による影響や、それに伴う政府の対応を受けて、取引先の債務不履行が増加する可能性がある。貸倒引当金の準備と維持は行っているが、当該引当金は、入手可能な限りの情報に基づく経営者の判断および仮定に基づいている。例えば、2020年3月31日現在の引当金は、取引先の野村グループに対する支払義務の履行能力が新型コロナウイルスの感染拡大による短期および長期的影響をどの程度受けるかに関する一定の仮定を反映したものである。しかしながら、これらの判断および仮定は、不正確であることが判明する可能性がある。

信用リスクは、次のような場合からも生じる。

- ・第三者が発行する証券の保有
- ・証券、先物、通貨またはデリバティブの取引において、クレジット・デフォルト・スワップの取引相手である金融機関やヘッジファンドなど野村グループの取引相手に債務不履行が生じた場合や、決済機関、取引所、清算機関その他金融インフラストラクチャーのシステム障害により所定の期日に決済ができない場合

第三者の信用リスクに関連した問題には次のものが含まれる。

大手金融機関の破綻が金融市場全般に影響を与え、野村グループに影響を及ぼす可能性がある

多くの金融機関の経営健全性は、与信、トレーディング、清算・決済など、金融機関間の取引を通じて密接に関連している。その結果、ある特定の金融機関に関する信用懸念や債務不履行が、他の金融機関の重大な流動性問題や損失、債務不履行を引き起こし、決済・清算機関、銀行、証券会社、取引所といった、野村グループが日々取引を行っている金融仲介機関にも影響を及ぼす可能性がある。また将来発生しうる債務不履行や債務不履行懸念の高まり、その他類似の事象が、金融市場や野村グループに影響を及ぼす可能性がある。国内外を問わず、主要な金融機関が流動性の問題や支払能力の危機に直面した場合、野村グループの資金調達にも影響を及ぼす可能性がある。

野村グループの信用リスクに関する情報の正確性や信用リスクの軽減のために受け入れている担保が十分であるという保証はない

野村グループは信用に懸念のある顧客や取引相手、特定の国や地域に対するクレジットエクスポージャーを定期的に見直している。しかし、債務不履行が発生するリスクは、粉飾決算や詐欺行為のように発見が難しい事象や状況から生じる場合がある。また、野村グループが取引相手のリスクに関し、すべての情報を手に入れることができない可能性がある。さらに、野村グループが担保提供を条件として与信をしている場合に、当該担保の市場価格が急激に下落すると、担保価値が減少し、担保不足に陥る可能性がある。

野村グループの顧客や取引相手が政治的・経済的理由から野村グループに対する債務を履行できない可能性がある

カントリー・リスクや地域特有のリスク、政治的リスクは、市場リスクのみならず、信用リスクに影響を与える可能性がある。現地市場における混乱や通貨危機のように、ある国または地域における政治

的・経済的問題はその国や地域の顧客・取引相手の信用力や外貨調達力に影響を与え、結果として野村グループに対する債務の履行に影響を与える可能性がある。

「気候変動やそれに関わる各国の政策変更などを含む、「Environment（環境）」「Social（社会）」「Governance（企業統治）」の要素が野村ホールディングスの事業に影響を及ぼす可能性がある

企業経営における環境、社会、ガバナンス（以下「ESG」という。）の側面に注目が高まる中、野村グループはこれらの分野における取組みを継続的に発展させ、株主、顧客、および社会全体を含むステークホルダーの観点からも、積極的にその態勢を整えることが必要となっている。ESGへの配慮が充分でない事業活動は、野村グループの持続可能なビジネスモデルの構築を妨げるばかりでなく、中長期的には、気候変動などESG関連のリスクに対する脆弱性を高める可能性がある。

気候変動がもたらす直接的な影響と、それに伴うビジネス環境の変化により野村グループは損失を被る可能性がある。気候変動リスクは物理的リスクと移行リスクの二つに大別される。

- 物理的リスク：自然災害や自然火災、海面上昇に伴う洪水といった気候変動を要因として、野村グループ、顧客、および取引先の資産や事業基盤が毀損したり、運用能力が損なわれたりするリスクを指す。

- 移行リスク：低炭素社会への移行に伴う法規制の強化や外部環境の変化が、野村グループの事業環境に与える影響を指す。これには、各国政府の政策変更や、産業政策、炭素税導入や急速な技術革新により、変化に対応できないビジネスや資産が毀損されるリスクを含む。

金融業界は激しい競争に晒されている

野村グループのビジネスは激しい競争に晒されており、この状況は今後も続くことが予想される。野村グループは、取引執行能力や商品・サービス、イノベーション、評判（レピュテーション）、価格など多くの要因において競争しており、特に、仲介業務、引受業務などで激しい価格競争に直面している。

商業銀行、大手銀行の系列証券会社や外資系証券会社、オンライン証券会社との競争が激化している

1990年代後半から、日本の金融業界では規制緩和が進んだ。2004年には銀行およびその他の金融機関がブローカレッジ業務に参入可能となり、2009年には商業銀行と証券会社間のファイアウォール規制が緩和され、競合他社は関係のある商業銀行とより密接に協業することができるようになった。競争力を増した日本の大手商業銀行の系列証券会社や外資系証券会社は、セールス・トレーディング、投資銀行業務、リテールビジネスの分野において、野村グループのシェアに影響を及ぼしている。上記に加え、近年はオンライン証券会社の台頭により、競争が一層激化している。野村グループはこうした競争環境の変化に対応するべく、既にいくつかの取組みを行っており、ソーシャルネットワーキングやメッセージサービスプロバイダーを手掛ける会社との事業提携もその1つである。しかしながら、激化する競争環境において、このような取組みが野村グループのシェアの維持拡大に効果を発揮できない場合、ビジネス獲得の競争力が低下し、野村グループのビジネスおよび経営成績に影響が及ぶ可能性がある。

金融グループの統合・再編、各種業務提携や連携の進展により競争が激化している

金融業界において、金融機関同士の統合・再編が進んでいる。特に、大手の商業銀行、その他幅広い業容を持つ大手金融グループは、その傘下における証券業の設置および獲得ならびに他金融機関との連携に取り組んでいる。近年ではこれら大手金融グループが、総合的な金融サービスをワンストップで顧客に提供すべく、グループ内での事業連携を一層強化している。具体的には、ローン、預金、保険、証券ブローカレッジ業務、資産運用業務、投資銀行業務など、グループ内での幅広い種類の商品・サービスの提供を進めており、この結果として金融グループの競争力が野村グループに対し相対的に高まる可能性がある。また、金融グループは、市場シェアを獲得するために、商業銀行業務その他金融サービスの収入により投資銀行業務や証券ブローカレッジ業務を補う可能性がある。また、グループの垣根を越

えた商業銀行と証券業との提携や、昨今では新興企業を含む事業会社との提携等、業態・業界を超えた連携へと広がる傾向も見られ、これらの大手金融グループの事業拡大や提携等による収益力の向上などにより、野村グループの市場シェアが低下する可能性がある。

野村グループの海外ビジネスは想定以上に厳しい環境に立たされており、今後、ビジネス・モデルの再構築が成功しない可能性がある

海外には多くのビジネスの機会およびそれにとまなう競争が存在する。野村グループは、これらのビジネス機会を有効に活用するため、米国、欧州、アジアなどの重要な海外市場において競合金融機関と競争している。このような競争に向けて、野村グループは海外ビジネスの強化のため、2008年にリーマン・ブラザーズの欧州、中東の一部の事業およびアジアの事業を承継し、またそれらの地域および米国において業務の再構築と拡大を行うために多大な経営資源を投資してきた。一方で、欧州金融機関による市場関連業務からの撤退や各国中央銀行による金融緩和と政策等を背景に、市場構造が大きく変化しており、市場全体の流動性も低下している。野村グループは、このような厳しい環境に対応するため、経営資源配分の適正化および効率性を追求し、収益性の向上に努めたが、2019年3月期においては、ホールセールセグメント全体のビジネスにおいて厳しい事業環境に直面したことにより、想定を下回る業績となり、それらを受けて81,372百万円のものれん減損を計上することとなった。

2019年4月、野村グループは、オペレーティングモデルのシンプル化、ビジネスポートフォリオの見直し、および顧客ビジネスと成長地域への注力を行うべく、ビジネスプラットフォームの再構築を発表した。しかしながら、この戦略が功を奏しなかった場合、またはこの戦略が功を奏した場合であっても戦略を実行するうえで想定以上の費用がかさんだり、財務、経営その他の資源を想定以上に投じることとなった場合などには、野村グループのビジネスおよび経営成績に悪影響が及ぶ可能性がある。また、この戦略の土台となる想定が正しくなかった場合、得られる利益が想定以上に落ち込むなど、結果として野村グループのビジネスおよび経営成績に影響を与える可能性がある。例えば、正しくビジネスラインの合理化を進められなかった場合、野村グループは潜在的なビジネス機会を失う可能性がある。さらに、戦略の実行にとまなう人員数や報酬の削減により、野村グループのビジネスの成功に必要な従業員の獲得および維持に悪影響が及ぶ可能性がある。また、経営体制の合理化が適切に行われなかった場合、野村グループがグローバルに展開するビジネスを適切に管理監督するための機能に影響を及ぼす可能性がある。

役職員または第三者による不正行為や詐欺により、野村グループのビジネスに悪影響が及ぶ可能性がある

野村グループは、役職員または第三者による不正行為というリスクに晒されている。野村グループの役職員が、上限額を超えた取引、限度を超えたリスクの負担、権限外の取引や損失の生じた取引の隠蔽等の不正行為を行うことにより、野村グループのビジネスに悪影響が及ぶ可能性がある。また、不正行為には、インサイダー取引、情報伝達行為や取引推奨行為等の役職員または第三者による野村ホールディングスやその顧客の非公開情報の不適切な使用・漏洩その他の犯罪も含まれ、その結果、野村グループが行政処分を受け、もしくは法的責任を負う可能性、または野村グループのレピュテーションや財政状態に重大な悪影響が及ぶ可能性がある。

例えば、2019年3月5日、東京証券取引所(以下「東証」という。)が設置した「市場構造の在り方等に関する懇談会」の委員を務める、株式会社野村総合研究所の研究員(以下「NRI研究員」という。)から、野村證券のリサーチ部門に所属するチーフストラテジスト(以下「ストラテジスト」という。)に対し、東証で議論されている市場区分の見直しについて、上位市場の指定基準および退出基準が時価総額250億円以上とされる可能性が高くなっている旨の情報が伝達され、さらに、当該情報は、同日および翌日に、ストラテジストから、野村證券およびノムラ・インターナショナル(ホンコン)リミテッドの日本株営業担当の社員等に伝達された。また、当該情報を受領した一部の社員は、顧客である一部の機関投資家に対して当該情報を提供した。当該情報提供は、法令違反ではなかったが、野村ホールディングスおよび

野村證券やその役職員に対する市場参加者からの信頼を損なう行為で不適切な情報伝達であったといえる。外部有識者による特別調査を経て、2019年5月24日、野村ホールディングスは、上記の不適切な情報伝達が発生したことを踏まえ、再発防止策ならびに野村ホールディングスおよび野村證券の関係役員の役員報酬の一部返上を公表した。さらに、2019年5月28日、野村ホールディングスおよび野村證券は、上記の不適切な情報伝達事案が発生したことにより、金融庁から、責任の所在の明確化、詳細な改善計画策定およびその提出、再発防止策の実施状況の定期的報告ならびにその実効性を定期的に検証して検証結果の報告を求めること等を内容とする業務改善命令を受け、2019年8月28日には、株式会社東京証券取引所より過剰金1,000万円の処分を受けた。

野村グループは、「野村グループ行動規範2020」を2019年12月3日に策定、その浸透と遵守を徹底することをはじめとする不正行為を防止または発見するための対策を講じているが、これらの対策により役職員による不正行為を常に防止または発見できるとは限らず、また、不正行為の防止・発見のために取っている予防措置がすべての場合に効果を発揮するとは限らない。そのような不正行為の結果として野村グループに対する行政上の処分または司法上の決定・判決等が行われれば、野村グループは一定期間、ビジネスの機会を喪失する可能性があり、また、顧客、特に公的機関が野村グループとの取引を行わない決定をした場合は、たとえ処分等が解除された後であっても、ビジネスの機会を喪失する可能性がある。

また、野村グループは、第三者が行う詐欺的行為に直接または間接に巻き込まれる可能性がある。野村グループは、投資、融資、保証、その他あらゆる種類のコミットメントを含め、幅広いビジネス分野で多くの第三者と日々取引を行っているため、こうした第三者による詐欺や不正行為を防止し、発見することが困難な場合がある。

これらによる損失が多額になる可能性があり、また野村グループに対する信頼が損なわれるおそれもある。

利益相反を特定し適切に対処することができないことにより、野村グループのビジネスに悪影響が及ぶ可能性がある

野村グループは、多様な商品およびサービスを個人、企業、他の金融機関および政府機関を含む幅広い顧客に対して提供するグローバルな金融機関である。それにともない、野村グループの日々の業務において利益相反が発生するおそれがある。利益相反は、特定の顧客へのサービスの提供が野村グループの利益と競合・対立する、または競合・対立するとみなされることにより発生する。また、適切な非公開情報の遮断措置または共有がされていない場合、特定の顧客との取引とグループ各社の取引または他の顧客との取引が競合・対立する、または競合・対立するとみなされることにより利益相反が発生するおそれがある。野村グループは利益相反を特定し対処するための野村グループ利益相反管理方針に基づく利益相反管理体制を整備しているが、利益相反を特定、開示し、適切に対処することができなかった場合、またはできていないとみなされた場合には、野村グループのレピュテーションが悪化し、現在または将来の顧客を失う可能性がある。また、利益相反の発生により行政処分、または訴訟の提起を受ける可能性がある。

野村グループのビジネスは、重大なリーガル・リスク、レギュラトリー・リスクおよびレピュテーション・リスクに影響される可能性がある

野村グループが重大な法的責任を負うことまたは野村グループに対する行政処分がなされることにより、重大な財務上の影響を受け、または野村グループのレピュテーションが低下し、その結果、ビジネスの見通し、財務状況や経営成績に悪影響を与える可能性がある。また、野村グループや野村グループが業務を行う市場に適用される規制に重大な変更がなされた場合、これが野村グループのビジネスに悪影響を与える可能性がある。野村グループに対する主な訴訟その他の法的手続きについては、野村ホールディングス株式会社 有価証券報告書(第116期)の「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記 21 コミットメント、偶発事象および債務保証」を参照のこと。

野村グループはさまざまな法的責任を負う可能性がある

野村グループは、ビジネスにおいてさまざまなリーガル・リスクに晒されている。これらのリスクには、金融商品取引法およびその他の法令における有価証券の引受けおよび勧誘に関する責任、有価証券その他金融商品の売買から生じる責任、複雑な取引条件に関する紛争、野村グループとの取引にかかる契約の有効性をめぐる紛争、業務提携先との間の紛争ならびにその他の業務に関する法的賠償請求等が含まれる。

市場の低迷の長期化または市場に重大な影響を与えるイベントの発生により、野村グループに対する賠償請求等が増加することが予想され、また、重大な訴訟を提起される可能性がある。これらの訴訟費用は高額にのぼる可能性もあり、訴訟を提起されることにより野村グループのレピュテーションが悪化する可能性もある。さらに、適法な取引であったとしても、その取引手法によっては社会的非難の対象となってしまう場合もある。これらのリスクの査定や数量化は困難であり、リスクの存在およびその規模が認識されない状況が相当期間続く可能性もある。

野村グループに適用のあるさまざまな規制により業務が制限され、また行政処分等や損失を受ける可能性がある

金融業界は広範な規制を受けている。野村グループは、国内において政府機関や自主規制機関の規制を受けるとともに、海外においては業務を行っているそれぞれの国の規制を受けている。また、野村グループのビジネスの拡大とともに、適用される政府機関や自主規制機関の規制も増加する可能性や、法改正によって、これらの規制が強化される可能性がある。さらに、金融規制の体系の複雑化が進み、ある一国の規制が、当該国以外の活動に域外適用される可能性も増加している。これらの規制は、広く金融システムの安定や金融市場・金融機関の健全性の確保、野村グループの顧客および野村グループと取引を行う第三者の保護等を目的としており、自己資本規制、顧客保護規制、市場行動規範などを通じて野村グループの活動を制限し、野村グループの収益に影響を与えることがある。この他、従来の金融関連法制に加え、広く国際的な政治経済環境や政府当局の規制・法執行方針等によっても、野村グループのビジネスに適用・影響する法令諸規制の範囲が拡大する可能性がある。とりわけ、金融業界に対する各国の政府機関や自主規制機関による調査手続きや執行については、近年件数が増加し、また、それらによる影響はより重大なものになっており、野村グループもそのような調査手続きや執行の対象となるリスクに晒されている。例えば、米国司法省は、2009年以前に野村ホールディングスの米国子会社の一部が取り扱った住宅ローン担保証券について調査を実施した。2018年10月15日、これらの野村ホールディングスの米国子会社は、調査に関して米国司法省と和解し、480百万ドルを支払うことに同意した。この点、野村グループは、法令諸規制を遵守するための対策を講じてはいるが、法令諸規制に抵触することを完全には防ぐことができない可能性があり、仮に法令違反等が発生した場合には、罰金、一部の業務の停止、社内管理体制の改善等にかかる命令、もしくは営業認可の取消しなどの処分を受ける可能性がある。野村グループが行政上の処分または司法上の決定・判決等を受けた場合、野村グループのレピュテーションが悪化し、ビジネス機会の喪失や人材確保が困難になるといった悪影響を受ける可能性がある。また、それらの処分により、顧客（とりわけ公的機関）が野村グループとの金融取引を行わない決定をした場合は、たとえ命令等の処分が解除された後であっても、一定期間、野村グループがビジネスの機会を喪失する可能性がある。さらに、野村グループが国際的な制裁の対象地域で事業活動を行う場合には、当該事業活動が制裁規制に違反していなくても、一部の市場関係者が野村グループへの投資や野村グループとの取引を控える可能性がある。

金融システム・金融セクターに対する規制強化の進行が、野村グループのビジネス、財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性がある

野村グループのビジネスに適用される規制が導入・改正・撤廃される場合、野村グループは、直接またはその結果生じる市場環境の変化を通じて悪影響を受けることがある。規制の導入・改正・撤廃により、野村グループの全部または一部の事業を継続することの経済合理性がなくなる可能性、もしくは規

制の対応に膨大な費用が生じる可能性がある。また、これらの制度改革の詳細および野村グループへの影響は、政府・監督機関により策定される最終的な規制による。

加えて、野村グループに適用される会計基準や自己資本比率・流動性比率・レバレッジ比率等に関する規制の変更が、野村グループのビジネス、財政状態および経営成績に影響を及ぼす可能性がある。そうした新たな規制の導入または既存の規制の改正には、バーゼル銀行監督委員会(以下「バーゼル委員会」という。)によるいわゆるバーゼルと呼ばれる規制パッケージが含まれ、2017年12月には、バーゼルの最終規則文書が公表された。また、2012年10月、バーゼル委員会は、国内のシステム上重要な銀行(以下「D-SIBs」という。)に関する評価手法およびより高い損失吸収力の要件に関する一連の原則を策定し、公表した。2015年12月、金融庁は野村ホールディングスをD-SIBsに指定し、2016年3月以降の追加的な資本賦課水準を3年間の経過措置はあるが0.5%とした。さらに、FSBは、2015年11月にグローバルにシステム上重要な銀行(以下「G-SIBs」という。)に対して破綻時の総損失吸収力(以下「TLAC」という。)を一定水準以上保有することを求める最終文書を公表した。これを受けて、金融庁は、2018年4月に、本邦G-SIBsに加え、本邦D-SIBsのうち、国際的な破綻処理対応の必要性が高く、かつ破綻の際に我が国の金融システムに与える影響が特に大きいと認められる金融機関についても本邦TLAC規制の適用対象とする方針とし、2019年3月に当該方針に基づきTLAC規制にかかる告示等を公表した。野村グループは、現時点ではG-SIBsに選定されていないが、これにより、2021年3月末より本邦TLAC規制の適用対象に加えられることになった。これらの規制により、野村グループの資金調達コストが上昇する、あるいは野村グループのビジネス、資金調達活動や野村グループの株主の利益に影響を及ぼすような資産売却、資本増強もしくは野村グループのビジネスの制限を行わなければならない可能性がある。

経営状況、法的規制の変更などにより、繰延税金資産の計上額の見直しが行われ、野村グループの経営成績および財政状態に影響を及ぼす可能性がある

野村グループは、一定の条件の下で、将来における税金負担額の軽減効果を有すると見込まれる額を繰延税金資産として連結貸借対照表に計上している。今後、経営状況の悪化、法人税率の引下げ等の税制改正、会計原則の変更などその回収可能性に変動が生じる場合には、野村グループの連結貸借対照表に計上する繰延税金資産を減額する可能性がある。その結果、野村グループの経営成績および財政状態に影響が生じる可能性がある。繰延税金資産の内訳については野村ホールディングス株式会社 有価証券報告書(第116期)の「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記 16 法人所得税等」を参照のこと。

野村グループの保有する個人情報の漏洩により、野村グループのビジネスに悪影響が及ぶ可能性がある

野村グループは業務に関連して顧客から取得する個人情報を保管、管理している。近年、企業が保有する個人情報および記録への不正アクセスや漏洩にかかる事件や不正利用の事件が多数発生していると報じられている。

野村グループは個人情報の保護に関する法令諸規則に基づき、個人情報の保護に留意し、適用されるポリシーや手続きを定め、セキュリティ対策を講じているが、仮に個人情報の重大な不正漏洩または不正利用が生じた場合には、野村グループのビジネスにさまざまな点で悪影響が及ぶ可能性がある。例えば、野村グループは、これらの法令諸規則を万が一違反した場合、規制当局から行政処分や罰則を受ける可能性があるほか、個人情報の漏洩(業務委託先による漏洩を含む。)または不正利用により顧客に損失が生じた場合には、顧客から苦情や損害賠償請求を受ける可能性がある。また、自主的に、もしくは行政上の命令その他の規制上の措置の対応として行うセキュリティ・システムの変更により、追加的な費用が発生する可能性がある。また、顧客から預かった個人情報の利用が制限されることにより、既存事業や新規事業に悪影響を及ぼす可能性がある。更に、不正漏洩または不正利用の結果、野村グループに対するレピュテーションが悪化することによって、新規顧客が減少したり既存顧客を喪失したりするとともに、野村グ

ループのブランド・イメージやレピュテーションの悪化の防止・抑制のために行う広報活動のために追加的な費用が発生する可能性がある。

野村グループの情報システムが適切に稼働しないこと、外部からのサイバー攻撃による情報漏洩または十分なサイバーセキュリティを維持するために必要な費用負担により、野村グループのビジネスに悪影響が及ぶ可能性がある

野村グループのビジネスは、個人および機密情報を野村グループのシステムにおいて安全に処理、保存、送受信できる環境に依拠している。野村グループは、過去において、野村グループのシステム上にある情報にアクセスしこれを入手することを企図した、または野村グループのサービスにシステム障害その他の損害をもたらすことを企図した不正アクセス、コンピューターウイルスもしくは破壊工作ソフトその他のサイバー攻撃の標的になってきたが、今後も再び標的になる可能性がある。例えば、2018年6月に、海外子会社において、当該子会社のデスクトップ・ネットワークにマルウェア（不正・有害な動作を行う目的で作成されたソフトウェア）による不正なアクセスがあったことが判明した。それを受けて、野村グループは、直ちに内部調査を開始し、是正措置を講じるとともに、当該事案の発生を関係当局に対して報告し、また、顧客その他の個人に対してその情報が影響を受ける可能性があることを伝えている。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、従業員の多くがネットワーク技術を利用してリモートワークを行っている。これにより、サイバー攻撃その他の情報セキュリティ侵害の対象となる可能性が高まる恐れがある。これらの脅威は、人為的なミスまたは技術的不具合から発生する場合もあるが、従業員などの内部関係者または海外の非国家主体および過激派組織などの第三者の悪意もしくは不正行為により発生する場合もある。また、野村グループのシステムが相互接続している外部事業者、証券取引所、決済機関またはその他の金融機関のいずれかがサイバー攻撃その他の情報セキュリティ侵害の対象となった場合、野村グループにもその悪影響が及ぶ可能性がある。当該事象により、野村グループのシステム障害、信用の失墜、顧客の不満、法的責任、法の行政処分または追加費用が生じる可能性があり、上記事象のいずれかまたはその全部の発生により、野村グループの財政状態および事業運営が悪影響を受ける可能性がある。

野村グループは、システムのモニタリングおよびアップデートを行うため多大な経営資源を継続的に投入し、かつシステム保護のため情報セキュリティ対策を講じているが、実施しているそれらの管理手段や手続きが、将来のセキュリティ侵害から野村グループを十分に保護できる保証はない。サイバー上の脅威は日々進化しているため、将来的には、現在の管理手段や手続きが不十分となる可能性があり、また、システム修正または強化のため、更なる経営資源を投入しなければならなくなる可能性がある。

自然災害、テロ、武力紛争、感染症等により野村グループのビジネスに悪影響が及ぶ可能性がある

野村グループは、不測の事態に備えたコンティンジェンシープランを策定しているが、想定を上回る規模の災害、武力紛争またはテロ行為等により、野村グループの施設やシステムが被災し、業務の継続が困難になる可能性がある。また、感染症等により役職員による業務遂行に支障が生じる可能性がある。例えば、新型コロナウイルス感染症については、2020年に世界的な感染の拡大が続き、世界保健機関によるパンデミック宣言が発出された。新型コロナウイルスの感染拡大は、日本、欧米や他の地域を含め、都市封鎖の拡大や外出禁止令等の類似の政府要請が世界的に相次ぐ事態を招いた。これらの都市封鎖の拡大等に対応するため、野村グループでは、緊急対応措置を世界各地で実施し、遠隔での勤務環境を整備した。その結果、遠隔での勤務による、監督上の課題を含む予期しないリスクが増大する可能性がある。このような事態の継続は、一部の地域に限定されたとしても社会・経済機能に影響し、野村ホールディングスのビジネスや収益の結果に影響しており、今後も影響が継続する可能性がある。

野村ホールディングスは持株会社であり、野村ホールディングスの子会社からの支払に依存している

野村ホールディングスは、配当金の支払や負債の支払の資金について、野村ホールディングスの子会社から受領する配当金、分配金およびその他の支払に依存している。会社法などの法規制により、子会社への資金移動または子会社からの資金移動が制限される可能性がある。特に、ブローカー・ディーラー業務を行う子会社を含め、多くの子会社は、親会社である持株会社への資金の移動を停止または減少させる、

あるいは一定の状況においてそのような資金の移動を禁止するような、自己資本規制を含む法規制の適用を受けている。例えば、野村ホールディングスの主要なブローカー・ディーラー子会社である野村證券、ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナル・インク、ノムラ・インターナショナル・ピー・エル・シーおよびノムラ・インターナショナル(ホンコン)リミテッドは、自己資本規制の適用を受けており、野村ホールディングスへの資金移動が制限される可能性がある。これらの法規制は野村ホールディングスの債務履行に必要となる資金調達の方法を制限する可能性がある。

投資持分証券・トレーディング目的以外の負債証券について野村グループが期待する収益を実現できない可能性がある

野村グループは、プライベートエクイティ投資を含む、多額の投資持分証券・トレーディング目的以外の負債証券を保有している。米国会計原則では、市場環境によって投資持分証券・負債証券にかかる多額の未実現損益が計上されることがあり、このことが野村グループの損益に大きな影響を与える。例えば、2020年3月期においては、新型コロナウイルスの感染拡大による市場の混乱により、アメリカン・センチュリー・インベストメンツ関連損失164億円および投資持分証券の評価損166億円を認識した。市場の環境によっては、野村グループはこれらの投資持分証券・負債証券を売却したい場合にも、期待どおり迅速には、また望ましい水準では売却できない可能性がある。

連結財務諸表に計上されている関連会社およびその他の持分法投資先の株価が一定期間以上大幅に下落した場合には減損が認識される可能性がある

野村グループは上場している関連会社およびその他の持分法投資先の株式に投資しており、この投資は持分法で連結財務諸表に計上されている。米国会計原則では、野村グループが保有する関連会社の株式の公正価値(市場価格)が一定期間を超えて下落した場合において、価格の下落が一時的ではないと野村グループが判断したときには、野村グループは対応する会計年度に減損を認識しなければならない。このことは、野村グループの経営成績および財政状態に重要な影響を与える可能性がある。

野村グループが提供したキャッシュ・リザーブ・ファンドや債券に損失が生じることで顧客資産が流出する可能性がある

野村グループは、リスク許容度の異なる顧客のさまざまなニーズに応えるために多くの種類の商品を提供している。

マネー・マネジメント・ファンド(MMF)やマネー・リザーブ・ファンド(MRF)といったキャッシュ・リザーブ・ファンドは低リスク商品と位置づけられている。このようなキャッシュ・リザーブ・ファンドなどは、急激な金利上昇にともなうポートフォリオに組み込まれた債券価格の下落による損失の発生、ファンドのポートフォリオに組み込まれた債券のデフォルト、マイナス金利の適用によるファンドへの手数料チャージにより、元本割れを起こす場合がある。野村グループは、運用による安定的な利回りが見込めないと判断した場合、これらのキャッシュ・リザーブ・ファンドなどを繰上償還、もしくは入金制限する可能性がある。例えば、野村ホールディングスの子会社である野村アセットマネジメント株式会社は、2016年8月末にMMFの運用を終了、同年9月に資金償還した。

さらに、野村グループが提供した債券が債務不履行に陥り、利息や元本の支払が遅延する場合がある。

野村グループが提供したこれら商品に損失、繰上償還あるいは入金制限が生じた場合、野村グループは顧客の信頼を失う可能性があり、ひいては野村グループが保管する顧客からの預かり資産の流出もしくは預かり資産増加の妨げとなる可能性がある。

2 有価証券報告書等の提出日以後に生じた重要な事実

当社は、2020年2月4日に臨時報告書を提出した。当該臨時報告書の提出理由およびその他の記載内容は以下のとおりである。

(後略)

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

第2【保証会社以外の会社の情報】

2【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

本外国指標連動証券に係る保証会社である野村ホールディングス株式会社は、継続開示会社である。

(1)【当該会社が提出した書類】

<訂正前>

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度(第115期)(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

2019年6月25日 関東財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度(第116期第3四半期)(自 2019年10月1日 至 2019年12月31日)

2020年2月14日 関東財務局長に提出

【臨時報告書】

の有価証券報告書提出後、本訂正届出書提出日(2020年6月25日)までに、2019年6月25日 関東財務局長に提出(提出理由:金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2)

の有価証券報告書提出後、本訂正届出書提出日(2020年6月25日)までに、2019年7月30日 関東財務局長に提出(提出理由:金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号)

の有価証券報告書提出後、本訂正届出書提出日(2020年6月25日)までに、2019年12月5日 関東財務局長に提出(提出理由:金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号)

の有価証券報告書提出後、本訂正届出書提出日(2020年6月25日)までに、2020年1月31日 関東財務局長に提出(提出理由:金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号)

の有価証券報告書提出後、本訂正届出書提出日(2020年6月25日)までに、2020年5月12日 関東財務局長に提出(提出理由:金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号)

の有価証券報告書提出後、本訂正届出書提出日(2020年6月25日)までに、2020年5月27日 関東財務局長に提出(提出理由:金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号)

の有価証券報告書提出後、本訂正届出書提出日(2020年6月25日)までに、2020年6月24日 関東財務局長に提出(提出理由:金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2)

【訂正報告書】

該当事項なし。

<訂正後>

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度(第116期)(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

2020年6月30日 関東財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

該当事項なし。

【臨時報告書】

該当事項なし。

【訂正報告書】

該当事項なし。